

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	慢性腎臓病 (CKD) に関するご案内をお送りしています.....5
算定基礎届の届出もれはありませんか?.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6
月額変更届の届出もれはありませんか?.....2	健康づくり講習会のご案内.....6
法律改正により、パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。...3	令和6年度 ~年末調整等に関する事務講習会~.....7
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....4	インフォメーション.....8
健康診断の結果を受けてこんなお悩みありませんか?.....4	年金相談の日程等.....8

日南市 坂元棚田

日本の棚田百選に選ばれている坂元棚田は、長方形の田んぼが階段状に整然と並んだ近代的なイメージで、石積みは自然石を大小に割って垂直に積み上げた荒削りなものです。素朴で温かみがあります。





算定基礎届の届出もれはありませんか？

令和6年7月10日が提出期限となっていた「算定基礎届」の届出がもれている被保険者は、福岡広域事務センター（または年金事務所）へ届出をお願いします。

算定基礎届の処理が完了した被保険者については「標準報酬決定通知」が送付されます。被保険者全員分の通知があるか確認いただき、掲載が無い場合は届出されていないこともありますので、ご確認のうえ届出が必要な場合はご提出をお願いします。

資格取得年月日が令和6年5月31日以前の被保険者でターンアラウンドへの掲載が間に合わず名前がなかった方や、月額変更届提出予定者で要件に該当しなかった方等が手続きがされていなくことがあります。

※未提出と思われる事業所様へは、提出の勧奨を行っています。届出したのに案内が届いた場合や届出状況の確認は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

月額変更届の届出もれはありませんか？

被保険者の標準報酬月額は毎年の算定基礎届で決定されますが、昇給や降給などで報酬（給与）が大きく変動した場合は、標準報酬月額を改定することになっています。このことを「随時改定」といい、**次の3つの条件をすべてを満たす場合は該当します**ので「被保険者報酬月額変更届」の届出が必要になります。

1. 昇給や降給で固定的賃金に変動があったとき
*月給や日給、時間給の単価の変更 諸手当の増設または廃止、手当の金額の変更 等
2. 固定的賃金の変動があった報酬（給与等）が支払われた月から引き続く3カ月間の報酬の平均額を標準報酬月額票にあてはめ、前月の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
3. 固定的賃金の変動があった報酬（給与等）が支払われた月から引き続く3カ月間の支払基礎日数（給与計算の基になった日数）がすべて17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者11日）以上であるとき

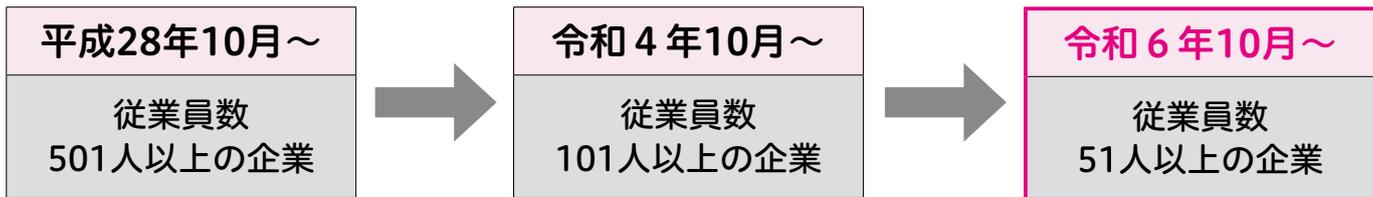
★社会保険の届出については、日本年金機構ホームページに詳しく掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

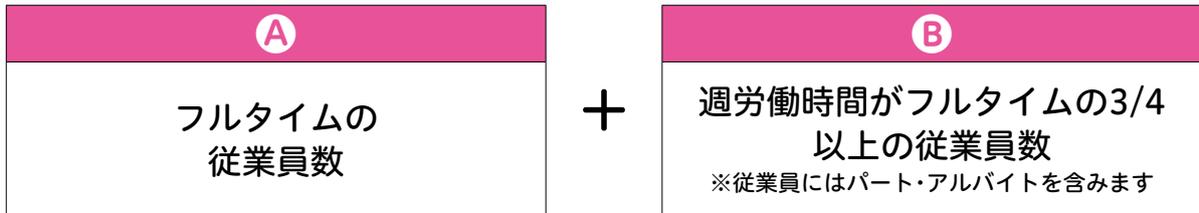
- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、資格喪失届に添付してお返しください。

法律改正により、パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります。

1. 対象となる企業



上記「従業員数」は以下の ① + ② の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



2. 新たな加入対象者

新たな加入対象者は以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

週の所定労働週時間が20時間以上30時間未満
(※週所定労働時間が40時間の企業の場合)

チェック

契約上の所定労働週時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。
※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続きと見込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

月額賃金が8.8万円以上
基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。

チェック

含まれない例

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

※資格取得届や算定基礎届等に記入する報酬は、上記を含む総収入額になります。

チェック **2ヶ月を超える雇用の見込みがある**

チェック **学生ではない**
※休学中や夜間学生は加入対象です。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

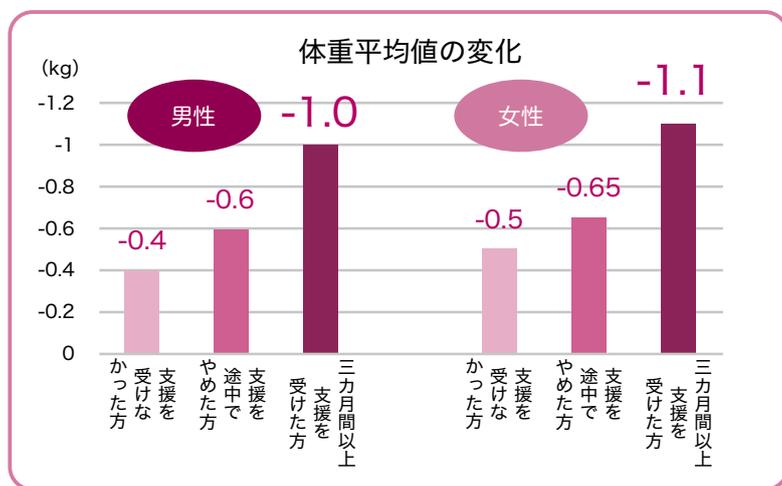
健康診断の結果を受けてこんなお悩みありませんか？



協会けんぽの特定保健指導がお悩みを解決します！

協会けんぽの特定保健指導は、保健師や管理栄養士が一人ひとりのライフスタイルにあった健康づくりを提案し、サポートするプログラムです。一緒に健康度アップを目指しましょう！

▶実際に2020年度に特定保健指導を受けた方は体重の変化が大きく見られます。



〔特定保健指導を体験した方の感想〕

50代・女性

今まで言い訳ばかりでなかなか実行に踏み切れなかった。こんなきっかけがあれば体重を落とすことはできなかったと思う。



60代・男性

自分ひとりでは継続は難しかったかもしれない。家族でもないのに、こんなに心配してもらって嬉しかった。



担当する保健師より

保健指導において、対象の方から「もう少し早く取り組みを始めればよかった」という声を多くお聞きします。保健指導の案内が届いたら、健診結果を用いた生活習慣の振り返りの機会として、ぜひご利用ください。

健診結果の見方



特定保健指導について



事業所ご担当者様へお願い

協会けんぽの特定保健指導は、対象の方のご都合に合わせて、訪問やオンラインにより保健師等が生活習慣改善のサポートを行います。被保険者様の特定保健指導は一切費用がかかりません。事業所様におかれましては、ご案内が届いたら、対象の方の機会の確保にご協力をお願いします。

健康づくり講習会のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働く皆さんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。

この機会に是非、講習会等のお申込みをお待ちしております。

☆費用は当協会が全額負担しますので無料です。

(会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります)

保健師による主な講習会内容	健康運動指導士による主な講習会内容
1. 免疫力を高めるには	1. 腰痛・肩こり予防体操
1. 快適な睡眠法	1. 筋力アップ運動・リンパマッサージ法
1. 熱中症の予防と対策	1. 腹部周辺のダイエット体操
1. メンタルヘルス	1. ロコモティブシンドロームの予防対策
1. 生活習慣病の予防と対策	1. 屋外で行う準備体操等
1. その他(ご希望のテーマ)	1. その他(ご希望のテーマ)

お申込・お問い合わせは

(一財) 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL(0985)23-0200 FAX(0985)23-9077

ホームページからお申込みができます ◇ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>



申込用紙

講師の選択	保健師 ・ 健康運動指導士		
開催予定日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
開催会場名	①事業所内会議室等 ・ ② () 会場		
事業所名			
電話番号		担当者名	



記事の訂正についてお知らせ

2024年7・8号(6ページ)で、社会保険協会の決算役員会の日にちを、6月10日と掲載いたしました。正式には6月18日でした。訂正してお詫び申し上げます。

令和6年度 ～年末調整等に関する事務講習会～

社会保険事務及び総務担当者を対象とした年末調整・源泉徴収等の手続きに関する講習会を下記のとおり開催しますので、是非ご参加をお待ちしております。

地区名	開催日	時間帯	会場名	定員
都城	6年11月 7日(木)	14:00～16:00	都城市ウエルネス交流プラザ (2階ムジカホール)	40
延岡	6年11月12日(火)	14:00～16:00	延岡市社会教育センター(研修室1)	40
宮崎	6年11月13日(水)	14:00～16:00	宮崎市民文化ホール(イベントホール)	80

講師 原 隆雄 税理士事務所
所長 原 隆雄 氏

対象者 年末調整等に携わる事務担当者
年末調整等に関する知識を確認されたい方

参加費 会員事業所は**無料**
会員未納事業所及び非会員事業所は実費負担(3,000円)となります。

募集定員 各会場とも定員になり次第、締め切ります。**※先着順**
受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りします。
なお、参加証が1週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

申込方法 下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。
【FAX番号】(0985) 23 - 9077
【ホームページアドレス】<https://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

お問合せ先 〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL(0985)23-0200



年末調整等に関する事務講習会参加申込書

ご希望の地区 (〇で囲んでください)	宮 崎 ・ 延 岡 ・ 都 城		
事業所名	事業所整理番号 (記入例) 01-イロハ		
参加者氏名			
FAX番号 (必ずご記入ください)	電話番号	()	-

9・10月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
9月・10月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
9月の休日受付	14日(土)	午前9:30～午後4:00
10月の休日受付	12日(土)	午前9:30～午後4:00

9・10月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	9月	10月
串間市役所 会議室	5日(木)	3日(木)
えびの市役所 会議室	12日(木)	10日(木)
西都市役所 市民課年金係	19日(木)	17日(木)
高千穂町役場 町民相談室	19日(木)	17日(木)
小林市役所 1階 相談室	19日(木)	17日(木)
日南市役所 会議室	26日(木)	24日(木)
日向市中央公民館 2階 第4研修室	26日(木)	24日(木)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます。
○IP電話。PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日 午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は 予約相談をご利用ください

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



協会けんぽからのお知らせ

令和6年12月2日以降 健康保険証の新規発行は廃止されます

医療機関等を受診の際は健康保険証を利用登録したマイナンバーカード「マイナ保険証」をご利用ください。
◎宮崎支部の「マイナ保険証」の利用率は全国平均を超えています。

マイナ保険証等に関するお問い合わせは
「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」へ
☎0570-015-369 (8:30～17:15 土日祝日を除く)

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費のお知らせなど)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)